常陸大宮市人財バンク

**ひたまる先生運営要領**

１．目　的

常陸大宮市人財ネットワーク（ひたまる先生会）は，自らの経験により培った知識や技術など，豊富な企画力を持った方を「ひたまる先生」として登録し，“協働の担い手”として市民の教養を高め，あらゆる分野で活躍できる人材を育成する“ひとづくり”と，育成を通し市民一人ひとりの力を活かした地域社会に貢献する“まちづくり”を支援していくものとする。

２．登録できる人

ネットワークの趣旨に賛同し，次に該当する場合

(1) ひたまる先生としての活動をボランティア活動として認識し，積極的に仲間づくり，地域づくりに参加しようとする意志のある人。

(2) 長い間の経験により体得した技術・技能・知識などを共に学習できる人，または専門的知識や能力を持っている人。

３．登録・推薦の申込み・登録の更新

ひたまる先生に登録する場合は，「ひたまる先生登録申込書」に必要事項を記載し，ネットワーク事務局(常陸大宮市地域創生課内)へ提出する。また，ひたまる先生を推薦しようとする人がいる場合，事務局へ連絡する。

登録者は4年ごとに事務局からの連絡に基づき再登録を行う。

４．登録事項の変更

登録者は登録事項(住所、電話、登録分野、指導方法等)について変更が生じた場合、速やかに事務局へ連絡する。

５．登録の取り消し

次に示す条件により登録を取り消すことができる。

(1) ネットワークの趣旨に反する行為をしたとき。

(2) 本人から申し出があったとき。

(3) その他ひたまる先生として適格性を欠くと認められたとき。

６．利用者の範囲

ひたまる先生は，団体・グループ・個人等が，学習を通して“ひとづくり”，“地域づくり”，“まちづくり”等に役立てるために活用できる。ただし，営利目的，政治目的，宗教目的等には活用できない。

７．利用の方法

ひたまる先生を利用したい人は，ひたまる先生名簿やネットワーク事務局，或いは市ホームページ等から情報を受け，登録者と直接交渉のうえ，活用する。

８．ひたまる先生会の設置

ネットワークの有効的活用を図るため，ひたまる先生会を設置する。ひたまる先生として登録をした人は，自動的に先生会へ所属するものとする。

なお，先生会の企画・運営を図るため，推進委員を置く。推進委員は，10名以内とする。推進委員の任期は4年とし，再任を妨げるものではない。

９．指導に要する経費

ひたまる先生の指導に必要な経費等(講師料，資料代，材料費，施設利用料

等)については，活用する側の負担とし，講師料については，協議によるものとする。ただし，市民が市内で開催する事業についての講師料は，次に掲げる額を基準とする。

(1)講師料は，１講座１回につき5,000円(交通費を含む。)を上限とする。

(2)アシスタントを必要とする場合のアシスタント料は，１講座１回につき１人1,000円(交通費を含む。)を上限とする。

１０．情報の公開

ひたまる先生登録にあたり提供された個人情報は，登録分野・指導内容・指導者氏名・連絡手段の電話番号等を公開する。

１１．その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は，平成２６年４月１日から施行する。

附則

この要領は，平成３１年４月１日から施行する。

附則

この要領は，令和５年９月２１日から施行する。